

精 算 規 定 書(改訂版)

この精算規定書(以下「本規定書」という。)は、発注者と受注者との間で締結した業務委託契約において、業務委託料に対する精算方法等を規定する。

1. 精算対象項目

- (1) 計画の先送り及び計画外による修繕費(分解組立等含む)及び業務費
- (2) 包括的業務計画時には想定ができなかった事象等により、発注者と受注者で精算の必要性があると認められた項目
- (3) 人件費

2. 精算

(1) 精算適用期間及び精算対象期間

- ① 精算適用期間: 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- ② 精算対象期間: 精算することが必要となった対象項目について、発注者と受注者が対象期間を特定し、精算期間を定める。
- ③ 精算が必要になった項目及び費用は年度ごとに確定し、精算処置については精算適用期間満了後30日以内に行うものとする。

(2) 精算対象項目と想定される事象の関係

① 計画の先送り等による修繕費(分解組立等含む)

事 象	変動項目	精 算
実施時期の変動	計画修繕の中止又は延期	計画修繕表にある修繕項目の中止または契約最終年度以降まで延期となったものは精算とする。ただし不可抗力等に該当する場合はこの限りではない。また、対象機器が計画修繕表のとおり修繕され、当該機器の機能が維持された場合には、修繕内容の如何を問わず精算は行わない。

② 計画の先送り等による業務費

事 象	変動項目	精 算
実施時期の変動	計画業務の中止又は延期	業務実施計画表にある業務項目の中止または契約最終年度以降まで延期となったものは精算とする。ただし不可抗力等に該当する場合はこの限りではない。

③ 本業務計画時には想定ができなかった事象等により、精算の必要性があると認められた項目の費用

事 象	変動項目	精 算
その他	計画外事象 法令等変更	ア 発注者から依頼があった、業務見積項目にない費用の発生が伴う物品の購入や業務としての対応に要した費用。 イ 発注者、受注者のどちらか、もしくは双方から、法令の変更等の正当な事由に基づき精算の申請があった項目で、発注者と受注者が申請内容を検討し、精算を決定したもの。

- ④ その他発注者と受注者で協議して定めたもの
精算の詳細は協議とする。

(3) 精算方法

精算方法は、以下のとおりとする。

項目別の精算に関する精算式

精算対象項目		精 算 式
1	修繕	1) 計画の先送り等による修繕料費 計画対象機器が技術的な対応を要せず、修繕の必要性がないと判断され延期もしくは中止となったとき、また技術的な対応も一切ないときに当該機器の修繕費を精算対象とする。 <精算方法> 当初計画された修繕費のうち当該機器に係る修繕費を精算する。 2) 計画外修繕 計画対象機器に含まれない機器・設備に関して、経年劣化による故障や損傷に対する修繕料、第三者による汚損や損壊に対する復旧費用、また突発的な不具合に対する緊急対応等に要した費用等については基本、計画修繕の一部変更や調整をするが、大規模修繕の場合は本組合と協議する。 <精算方法> 受注者の提示する見積書を発注者と受注者が精査し、決定する。
2	業務	1) 計画の先送り等による業務料費 計画対象業務が技術的な対応を要せず、業務の必要性がないと判断され延期もしくは中止となったとき、また技術的な対応も一切ないときに当該対象業務の費用を精算対象とする。 <精算方法> 当初計画された業務のうち当該業務に係る費用を精算する。 2) 計画外業務 計画業務に含まれない業務や、対象物の経年劣化により業務履行が困難な事象が発生した場合は、業務計画の見直し、一部変更で調整をする。 <精算方法> 受注者の提示する見積書を発注者と受注者が精査し、決定する。
3	人件費	履行開始月値(令和8年4月)新潟地区建築保全労務単価を基準とし、当該年度の公表値に変動がみられた場合 <精算方法> 双方の申し入れにより、金額を協議し決定する。 改定単価と基準単価の差に労務日数と人数を乗じて導くものとする。 (精算式) 精算額＝(改定単価(円)－基準単価(円))×労務単価改定後(日)×人数(人) 改定単価:契約締結時以降に公表される当該年度の労務単価
4	そ の 他	発注者と受注者が協議した結果、精算の必要があると認めたもの。